



人権問題に関する三重県民 意識調査結果からみえてきたこと

三重県では、1997(平成9)年に「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するための取組を進めています。

2013(平成25)年1月に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査(以下:県民意識調査)」は、第1回の1984(昭和59)年から概ね7年ごとに実施しているものです。

この調査の概要は次の通りです。

○ 調査の概要

目的	同和問題をはじめとする人権問題に関する県民の意識を調査し、今後の人権行政を推進していくための基礎資料を得る。 2004(平成16)年に実施した県民意識調査結果との比較検討を実施し、意識の変化を把握した。
調査期間	2013(平成25)年1月10日～1月25日
調査対象	県内居住の20歳以上の男女3,000人(外国人を含む) ※住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収(調査票による本人記入形式)
回収状況	有効回答数1,209人(回収率40.4%)

この県民意識調査の結果から、人権問題に関するいくつかの課題が浮かびあがってきました。その一方で、これまでの人権啓発や人権教育が一定の成果を上げているという事実も読み取ることができます。今後もそれらに向けての取り組みを継続し、人権が尊重される社会を実現することが大切です。

本パネルでは、県民意識調査の中から、同和問題を中心に人権問題について調査結果を紹介(報告)するとともに、今日の部落差別をはじめとする人権課題の状況は、どうなっているのかを見ていきます。そして、それらの現状をもとに、「学び」「出会い」をキーワードに、人権についての学びの効果を明らかにしていきます。